

ニュース★レター

みなと



「港区成年後見制度利用促進事業」は、港区社会福祉協議会が港区から委託を受けて実施しています。

親族向け Vol.5

令和4年11月

発行：港区社会福祉協議会
成年後見利用支援センター
サポートみなと

TEL：03-6230-0283

親族後見人カフェを開催します！

今年度も以下の日程で親族後見人カフェを開催します！
日頃の活動で感じていることや制度の悩みなど、この機会にお話してみませんか？講義形式ではなく、ゆるやかな語らいの場です。ぜひぜひ奮ってご参加ください！

日時：令和4年12月3日（土） 10:00～11:30

場所：麻布地区総合支所2階 第3会議室

(〒106-0032 港区六本木 5-16-45)

対象：親族後見人として選任されている方

これから親族後見人となる方

定員：10名（申込順）

参加費：無料

申込：電話、FAX、Google フォーム

※アドバイザーとして、弁護士が参加予定です。



詳しくは、
チラシを
ご覧ください！



昨年度の様子（感染予防対策もしています）

コラム①～家庭裁判所へ報告が必要な時って…？～

後見活動において、その判断は、後見人に委ねられていますが、以下の手続きを予定している場合などは、裁判所へ一報を入れ、事前に報告しておくことが求められます。裁判所への連絡は、連絡票（指定書式）を用いて、後見人等としての方針を示す形で報告します。

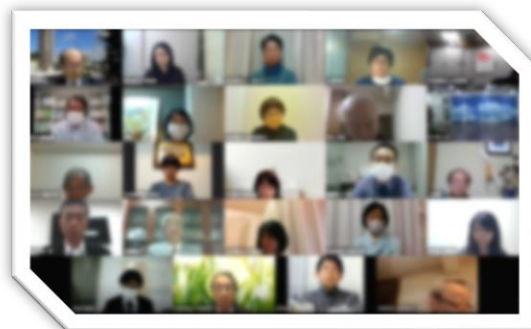
- ・本人または後見人等が転居した時
- ・本人または後見人等が死亡した時
- ・初回報告または定期報告の提出が遅れる時
- ・大きな財産（不動産など）を処分する時
- ・遺産分割や相続放棄をする時
- ・不動産売却代金、遺産、保険金等多額の金銭を受領する時
- ・高額商品（1件50万円以上の商品など）を購入する時
- ・債務を返済する時
- ・立替金を清算する時

<参考：成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック>



後見人の座談会のお知らせ

後見人同士の情報交換、意見交換の場として、年3回（4ヶ月に1回）の日程で、後見人の座談会を開催しています。今年度は、第1回を令和4年5月26日、第2回を令和4年9月29日にZoomを使用したオンラインにて開催しました。それぞれ「後見活動における意思決定支援」、「障害特性に応じた相談援助技術」について、社会福祉士からお話を聞きました。弁護士、司法書士などの専門職に加え、社会貢献型後見人（市民後見人）も参加しています。親族後見人のご参加も大歓迎です。次回は、令和5年1月頃に開催予定です。決まり次第、ホームページ等でお知らせします。



昨年度の様子(オンラインで開催しています)

チーム支援の取り組みをご活用ください！

港区では、令和2年度から本人の権利擁護を目的として、「チーム支援の取り組み」を進めています。本人にとって何が一番良い選択なのか、後見人1人で考えるのではなく、関係機関も加わり、一緒に考えます。チームメンバーは、本人の権利擁護に必要なメンバーを調整します。例えば、各地区総合支所区民課保健福祉係、各地区高齢者相談センター、ケアマネジャーなどです。

チーム支援の取り組みは、親族後見人の方も利用できます。後見活動において、相談先がわからない場合、関係機関と一緒に話す場を設けほしい場合など、サポートみなとまでご相談ください。

コラム②～後見人を続けるのが難しくなってきたら…?～

成年後見制度は、基本的に本人の判断能力が回復するか、本人がお亡くなりになるまで続きます。しかし、親族後見人の中には、後見人自身の身体の不調、遠方への引っ越しなど、後見活動を継続することが困難となる場合もあります。そのような場合には、後見人を交代することも考えられます。交代は、他の親族または専門職（弁護士、司法書士など）のどちらでも可能です。サポートみなとでは、交代に伴う申立支援、また新たな後見人となる専門職後見人の推薦を行っています。交代をお考えの時には、サポートみなとまでご相談ください。

【ご相談・問い合わせ】

港区社会福祉協議会 成年後見利用支援センター **サポートみなと**

住所 〒106-0032 港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所2階

電話 03-6230-0283 **Fax** 03-6230-0285

URL: <http://www.minato-cosw.net/service/seinenkoken/>

月～金曜日（年末年始・祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分

